広島県人口移動統計調査の概要

参考２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 根拠法令 | 広島県統計調査条例（県基幹統計）  広島県人口移動統計調査規則，同要綱 | 調 査  開始年 | 甲調査：平成６年  乙調査：昭和40年 |
| 調査の目的 | 本県人口の移動状況等の実態を把握し，各種行政施策の基礎資料とする。 | | |
| 調査対象の範囲 | 甲調査：住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者及び住民票に記載され又は消除された者（平成24年７月の住民基本台帳法の改正により，外国人も適用対象となっている。）  乙調査：市区町外転出者及び県外転入者並びに市区町長が職権により住民票の記載，消除を行った日本人 | | |
| 調査時期 | 甲調査：人口，転出入者数，出生者数，死亡者数については，毎月１日から末日までの１か月間。世帯数は毎年10月1日現在  乙調査：毎月１日から末日までの１か月間 | | |
| 主要調査事項 | 甲調査：男女別人口，世帯数(10/1現在のみ)，転出入者数，出生者数，死亡者数  乙調査：性別及び出生年月，転出先又は転入前の住所地，転出入の理由 | | |
| 調査の方法 | 甲調査：人口，転出入者数，出生者数，死亡者数については，毎月住基ネットにより収集。世帯数については，市町長が電磁的記録により，毎年10月15日までに知事に報告（※）  乙調査：乙調査票を住民基本台帳法に基づく届け出の際に転出入者が記入  ※マイナポータルからの届け出時には、市町職員が代理作成 | | |
| 主要集計事項 | 市区町別推計人口，移動者数及び世帯数，年齢・理由別移動者数 | | |
| 集計期間 | 月報：毎月１日～当月末日  季報：４月～６月，７月～９月，10月～12月，１月～３月  年報：毎年10月１日～翌年９月30日 | | |
| 公表の時期 | 月報：「広島県の人口」　調査月の翌々月中旬ごろ  季報：「広島県の人口移動（日本人）の状況｣　年４回（４月～６月分を８月に，７月～９月分を11月に，10月～12月分を２月に，１月～３月分を５月に公表）  年報：「広島県人口移動統計調査報告（前年10月～９月）」　翌年４月頃 | | |
| 結果の利用状況 | 各種行政施策，その他の基礎資料 | | |

※　H30.4.1から甲調査の調査方法を変更

市町別人口の推計資料作成に用いる住民基本台帳情報(人口，転入･転出者数，出生･死亡者数及びその他の事由による移動者数)については，住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により，都道府県知事保存本人確認情報の利用により収集する。(住基ネット活用による一括収集)